

学校法人佑愛学園 危機管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人佑愛学園（以下「本法人」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(危機管理の対象)

第2条 この規程に定める危機管理の対象とする事象は、本学が直接に関係する事象であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育・研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 学生、教職員及び近隣住民等の安全に係る重大な問題
- (3) 施設管理上の重大な問題
- (4) 社会的影響の大きな問題
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他、前各号に相当する事象であって、組織的かつ迅速に対処することが必要と考えられる問題

第2章 危機管理委員会

(設 置)

第3条 本法人に、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第4条 委員会は、本法人の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項
- (3) 防災訓練等の実施に関する事項
- (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項
- (5) その他危機管理に関し必要な事項

(指示、指導等)

第6条 委員会は、必要があると認めるきは、関係委員会等に対し、危機管理に関する事項について、指示、指導等必要な措置を行うことができる。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人本部長
- (2) 学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、教授会にて選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(危機管理のための措置等)

第10条 委員会は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、当該部局における日常的な危機管理の充実を図るものとする。

2 委員会は、法令及び関係する学内規程等に従い、学生、教職員及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 委員会は、危機管理にあたり、必要に応じて学生、教職員に対する必要な情報提供等に努めるものとする。

(危機事象に関する報告等)

第11条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見したときは、委員長に可能な限り速やかに報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(委員会における危機への対処等)

第12条 委員長は、法人内のみに係る危機であって当該委員会で対処することが適切と判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を理事長、学長に報告し、了解を得て対処する。

2 委員長は、法人内のみに係る事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、理事長、学長に対し危機対策本部の設置を申し出るものとする。

(危機対策本部の設置)

第13条 理事長、法人本部長、学長、副学長、学部長および事務局長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

4 副本部長は、副学長をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

6 対策本部の事務は、本部長が指名する法人本部・統括管理部職員が参画する。

7 対策本部は、危機事象への対応の体制を決定した時点で解散する。

(対策本部の権限)

第14条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理にあたり、関係委員会の審議を含め本学の学内規程等に定める手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、事案の対処の終了後に、理事会等に報告し承認を得なければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。